



2023年7月号

『改正食品関連法規解説 2023』

改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ⑰

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は、令和5年（2023年）3月22日から5月29日の期間に公布・改正された主な食品関連法規について解説（一部抜粋および省略、加工）します。また、農林水産省、厚生労働省、消費者庁から（一社）全国スーパーマーケット協会への事務連絡として会員食品事業者への周知事案も含めて解説します。

152. 「エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約」が告示

（告示日：令和5（2023）年3月22日）

【公正競争規約の設定の必要性】

オリーブオイルは、世界43か国が加盟する国際オリーブ協会の国際規格（IOC規格）において、その製法の違い、精製の内容等により品質ごとに区分され、このうち最も品質が高いものを「エキストラバージンオリーブオイル」と区分することが決められている。

日本国内において販売されるオリーブオイルのほとんどは「エキストラバージンオリーブオイル」と表示されているが、日本は国際オリーブ協会に加盟していないことから、特に「エキストラバージンオリーブオイル」の品質、成分等に関する正しい情報を国内の消費者に伝え、公正な取引環境の整備を図るために、エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約公正競争規約及びエキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約施行規則を設定する必要性が生じている。

【公正競争規約の設定の背景】

オリーブオイルは、I O C規格において、その製法の違い、精製の内容等により品質ごとに区分され、このうち最も品質が高いものは「エキストラバージンオリーブオイル」に区分されている。日本国内で「エキストラバージンオリーブオイル」と表示されている商品は、日本は国際オリーブ協会に加盟していないことから、「エキストラバージンオリーブオイル」の品質、成分等に関する正しい情報を国内の消費者に伝え、公正な取引環境の整備を図るために、「エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約」が設定された。



©mizuhon.デザインオフィス

【公正競争規約の構成】

(1) 目的（規約（案）第1条） 規約の設定の目的について規定する。

(2) 定義（規約（案）第2条、規則（案）第1条）

日本国内ではエキストラバージンオリーブオイルの定義がないことから、IOC規格に準拠する定義とし、表示の範囲等について規定する。

(3) 必要な表示事項等（規約（案）第3条、規則（案）第2条）

ア、必要な表示事項

食品表示法に基づく食品表示基準（以下「食品表示基準」という。）に定めのある栄養成分表示、一括表示欄等の必要な表示事項を規定する。

イ、グレードの表示

一括表示欄にグレード表示として「エキストラバージンオリーブオイル」、「エキストラバージンオリーブオイル」である旨を表示できるように規定する。（注意：原材料名は「食用オリーブ油」）

ウ、容器包装分別回収の識別表示

資源の有効な利用の促進に関する法律に従い表示することを規定する。

(4) 特定事項の表示基準（規約（案）第4条、規則（案）第3条）

食品表示基準により、有機栽培等の特色ある原材料等に関すること、栄養成分の強調表示に関すること等を規定する。

(5) その他の表示事項等（規約（案）第5条）

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保する目的を達成するために、規約（案）第3条及び第4条に規定する事項等を規則により定めることができることを規定する。

(6) 不当表示の禁止（規約（案）第6条、規則（案）第4条）

合理的な根拠に基づく立証ができない「特選」、「最高級」、「特級」、「一級」等の等級を示す用語、鮮度

を示す用語、伝統性・歴史性を意味する用語等を用いて、一般消費者に誤認されるおそれがある表示をしないこと等を規定する。

(7) 過大包装の禁止（規約（案）第7条）

内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えた過大な容器包装を用いてはならないことを規定する。

(8) 業務用製品（規約（案）第8条、規則（案）第5条）

飲食店等で使用される業務用製品においても、原則としてこの規約に従うことを規定する。

(9) 会員証紙（規約（案）第9条、規則（案）第6条）

協議会の会員が製造し、加工し、輸入し、又は販売するエキストラバージンオリーブオイルであって、規約に従った適正な表示をしているものに限り、容器包装等の見やすい場所に「会員証紙」を表示できることを規定する。

(10) 書類等の整備（規約（案）第10条）

エキストラバージンオリーブオイルの原材料、製造方法等の事項について記載し、又は記録した書類等を作成し、これを当該表示に係る商品を出荷した日から賞味期限終了時まで保存しなければならないことを規定する。

(11) 協議会の設置、事業、違反調査等（規約（案）第11条から第15条まで）

協議会の設置、事業、違反調査等に係る事項を規定する。

(12) 規則の制定（規約（案）第16条、規則（案）第7条）

規則を定めることができること等を規定する。

【施行日】令和5年3月22日から。ただし、グレードの表示に係る規定については令和5年3月22日から起算して2年を経過した日から施行。

153. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件が告示（公布日：令和5年3月23日）

【主な改正内容】

1) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

(1) 次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定。

- 農薬：トルクロホスメチル、ピリフルキナゾン、ホスチアゼート、メパニピリム
- 動物用医薬品：グリカルピラミド、ジアベリジン、スルファチアゾール、チオプロニン
- 飼料添加物：エンラマイシン

(2) 次の農薬等が「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」と規定。

- 動物用医薬品：ニタルソン、ニフルスチレン酸ナトリウム、ロキササルソン

(3) 「ニタルソン及びロキササルソン試験法」及び「ニフルスチレン酸ナトリウム試験法」が新たに設定され、「酢酸トレンボロン試験法」が改正。

【適用日】令和5年3月23日から適用。ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日か

ら起算して1年を経過した日から適用する。新たに「不検出」と設定された農薬等に係る残留基準値については、告示の日から起算して6月を経過した日から適用する。

また、酢酸トレンボロン試験法については、告示の日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2) 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件

*食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に、「くん液蒸留酢酸」が追加されました。

【適用日】令和5年3月23日から適用

(参考) *食品衛生法第13条第3項の規定により厚生労働大臣が定める物質一覧表

制定：平成17年11月29日厚生労働省告示第498号 最終改正：令和5年3月23日厚生労働省告示第81号

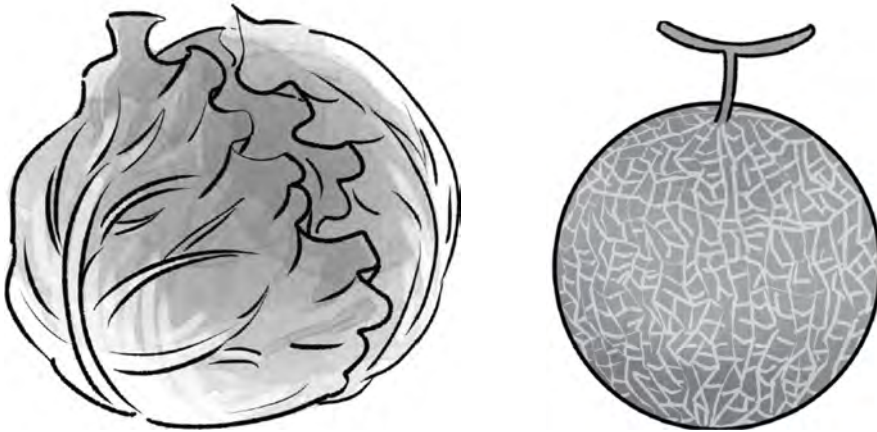
1、亜鉛 2、アザジラクチン 3、アスコルビン酸 4、アスタキサンチン 5、アスパラギン 6、アブシシン酸 7、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル 8、アラニン 9、アリシン 10、アルギニン 11、安息香酸 12、アンモニウム 13、硫黄 14、イタコン酸 15、イノシトール 16、塩素 17、オレイン酸 18、カブリン酸グリセリル
19、カリウム 20、カルシウム 21、カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール 22、L-カルニチン 23、β-カロテン 24、クエン酸 25、グリシン 26、グリセリンクエン酸脂肪酸エステル 27、グリセリン酢酸脂肪酸エステル 28、グルタミン 29、クロレラ抽出物 30、くん液蒸留酢酸 31、ケイ素 32、ケイソウ土 33、ケイ皮アルデヒド 34、コバラミン 35、コリン 36、シイタケ菌糸体抽出物 37、重曹 38、酒石酸 39、セリン
40、セレン 41、ソルビン酸 42、タウリン 43、チアミン 44、チロシン 45、鉄 46、銅 47、トウガラシ色素
48、トコフェロール 49、ナイアシン 50、ニームオイル 51、乳酸 52、尿素 53、パラフィン 54、バリウム 55、バリウム 56、パントテン酸 57、ピオチン 58、ヒスチジン 59、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン 60、ヒドロキシプロピルデンプン 61、ピリドキシン 62、ビール酵母抽出グルカン 63、プロピレングリコール 64、ポリグリセリン酸脂肪酸エステル 65、マグネシウム 66、マシン油 67、マリーゴールド色素 68、ミネラルオイル 69、メチオニン 70、メナジオン 71、葉酸 72、ヨウ素 73、リボフラビン 74、レシチン 75、レチノール 76、ロイシン 77、ワックス

154. 『フードチェーン情報公表農産物』の日本農林規格が制定（告示日：令和5年3月30日）

【主な制定内容】

農業者における農産物の出荷から小売業者その他の当該農産物を販売する者における当該農産物の入荷までの一連のフードチェーンにおける「流通管理基準」を設定。

フードチェーン情報として、トレーサビリティ可能な農産物の履歴、適用、移動及び所在等を記録、保存及び公表するための要求事項及び*表示の基準が規定されたほか、レタス、メロン及びぶどうの流通行程管理基準が規定された。



©mizuhō.デザインオフィス

参考) レタスの流行程管理基準例

事項	基準
予冷・低温管理	<ul style="list-style-type: none"> 出荷前に、レタスの中心温度を0℃～10℃にするよう管理^アする。 出荷後の流行程における配送・保管温度^ロについて、科学的なデータに基づき、種類・品種・系統ごとに、品質を維持するのに適正な温度範囲を設定^ハして管理^ニする。 荷物の積み降ろし時等の低温管理ができない状況であって、品質に影響を及ぼすことが想定される場合には、科学的なデータに基づき、種類・品種・系統ごとに、適正な温度範囲を超えた際に品質を維持するのに許容される温度範囲及び許容される温度範囲に滞留した時間について許容される積算時間を追加で設定^ハして管理^ニする。
朝採れ	“朝採れ”と表記して販売する場合には、午前0時から午前9時までの間に収穫したレタスを、収穫の当日中に小売店等で販売するよう管理する。
注 ^ア	出荷前の予冷によってレタスの中心温度を0℃～10℃にすることで、仮に、その後の流行程において農産物周囲の温度が急激に上昇しても、レタスの中心温度の上昇を低く抑えることができる。レタスの中心温度は、プローブ型の熱電対温度計、サーミスタ温度計等を用いて、レタスの中心部の温度を測定する。熱電対温度計、サーミスタ温度計等は、表示装置の分解能0.1℃以上、許容差±0.5℃以内の性能を有するものとする。
注 ^ロ	流行程における農産物周囲の温度のこと。
注 ^ハ	C.1に、設定の具体例を記載している。
注 ^ニ	農産物を入れた輸送箱等に温度計を設置して測定する。温度計は、表示装置の分解能0.1℃以上、許容差±0.5℃以内の性能を有するものとする。自動的に温度を測定及び記録できる装置（温度ロガー）を用いる場合、サンプリング周期が5分以下の性能を有するものとする。

*表示基準の抜粋： 決められた事項を当該フードチェーン情報公表農産物、その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

【施行日】令和5年4月29日から適用

155. 「食品表示基準の改正」が施行（施行日：令和5年4月1日）

食品表示基準の一部を改正する内閣府令として新たな遺伝子組換え表示制度が施行。

令和5年4月1日より、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする場合、一括表示枠内若しくは容器包装の見やすい箇所に「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨」を表示することができることとされた。また、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示は、分別生産流通管理が行われたうえで

遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合に限ることとされた。従って、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理を行っている旨や「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、新たな制度に基づいて行うこと。

【施行日】 令和5年4月1日

【経過措置】

平成35年（2023年）3月31日までに遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、施行後においても販売することができる。

156. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件が告示（告示日：令和5年4月26日）

【主な改正内容】

1) 次の農薬について、食品中の残留基準値が設定。

農薬： イソピラザム、ゾキサミド、トリネキサパックエチル、ピラジフルミド、ピリダリル、フルジオキシニル、フルトリアホール

【適用日】 告示日：令和5年4月26日から適用。ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示日から起算して1年を経過した日から適用する。

（参考）告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値の例

農薬	食品
イソピラザム	メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう及び乳
トリネキサパックエチル	乳
ピラジフルミド	たまねぎ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイス
フルジオキシニル	米（玄米をいう。）、大豆、そら豆、ブロッコリー、チコリ、にら、その他のゆり科野菜、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、うめ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪

157. 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の一部を改正（公布日：令和5年5月17日）

【改正の背景】

商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、景品表示法の改正により、事業者の自主的な取組の促進、違反行為に対する抑止力の強化等を講ずることで、一般消費者の利益の一層の保護を図る、とした。

【主な改正内容】

1) 事業者の自主的な取組の促進

(1) 確約手続きの導入

優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることで、迅速に問題を改善する制度の創設（第26条～第33条）。

(2) 課徴金制度における返金措置の弾力化

特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も許容（第10条）

2) 違反行為に対する抑止力の強化

(1) 課徴金制度の見直し

①課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定の整備（第8条第4項）

②違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定の新設（第8条第5項及び第6項）

(2) 罰則規定の拡充

優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）の新設（第48条）

3) 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

(1) 国際化の進展への対応

措置命令等における送達制度の整備・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度の創設（第41条～第44条）

(2) 適格消費者団体による開示要請規定の導入

適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定の新設（第35条）

【施行日】

一部の規定を除き、公布日（令和5年5月17日）から起算して1年半を超えない範囲内において政令で

定める日

(参考) 2022 年に起きた主な景品表示法違反の例 (公表内容から抜粋)

●例-1

対象商品：健康食品 (サプリメント)

違反内容：効能効果に関する優良誤認表示のため措置命令

(主な内容)

- ・含まれる成分の作用により、がんや難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- ・含まれる成分の作用により、免疫機能を活発にする効果並びに腫瘍及び感染症を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- ・摂取すれば、免疫力が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- ・同社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

●例-2

対象商品：健康食品 (サプリメント)

違反内容：効能効果が優良誤認のため措置命令

(主な内容)

あたかも、商品を摂取することにより、新型コロナウイルスの感染予防及び重症化予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。等

158. 「特別用途食品の表示許可等について」及び「特別用途食品に関する質疑応答集について」が改正 (告示日：令和 5 年 5 月 19 日)

【改正の背景】

特別用途食品制度における個別評価型病者用食品として許可されたもの以外に、あたかも病者用食品であるかのように表示した経口補水液が販売されている実態をうけ、経口補水液が経口補水療法で用いられる病者用食品であることや、脱水でない状態で大量に摂取した場合にナトリウムの過剰摂取につながる可能性があること等を踏まえて、経口補水液を特別用途食品の許可対象食品とする制度の見直しが行われた。

また、医療施設等で活用されている、栄養状態の維持・改善のため栄養素等を調整した病者向けの加工食品に、特別用途食品以外の製品が多く利用されている実態を踏まえ、特別用途食品の制度活用の促進に繋げるため、制度の運用改善を目的とした改正が行われた。

<主な改正内容>

1) 許可基準型病者用食品として「経口補水液」を新設

許可基準型病者用食品に「経口補水液」の区分が新設され、許容される特別用途表示の範囲については「感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適する旨」と設定された。また、特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示した場合は、「健康増進法」(平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号) 第 43 条第 1 項及び第 65 条第 1 項違反となるため、許可基準型の表示許可を取得するなど、速やかに必要な対応を講

じ、令和7年5月末までに対応を終えるよう明示された。

2) 特別用途食品の制度の運用改善

制度の運用改善を図るため、以下のような手続きの整理や簡略化が行われた。

- ・製品の同等性の整理、シリーズ商品の一括申請
- ・個別評価型病者用食品における製品の同一性と手続きの整理
- ・品質管理等の定期的な報告の運用の整理
- ・変更届書の範囲の明確化
- ・申請書類等の省略・簡素化

159. 『にんじんジュース及びにんじんミックスジュース』『果実飲料』『りんごストレートピュアジュース』の日本農林規格が改正（告示日：令和5年5月25日）

【主な改正内容】

日本農林規格（JAS）の国際規格化を図るため、国際規格に沿った形式に改められた。



©mizuhodesignoffice

（引用規格例）

『にんじんジュース及びにんじんミックスジュース』

次に掲げる規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- ・CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格
- ・JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
- ・JIS R 3505 ガラス製体積計

『果実飲料』

次に掲げる規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS R 3505 ガラス製体積計

JIS Z 8305 活字の基準寸法

JIS Z 8805 pH 測定用ガラス電極

IFFJP No.5 : 1968 Determination of volatile acids

IFFJP No.51 : 1983 Determination of Alcohol

『りんごストレートピュアジュース』

次に掲げる規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

【施行日】令和5年6月24日

160. 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が公布

（公布日：令和5年5月26日）

【改正の趣旨】

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）については、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とする。

【主な改正内容】

1) 食品衛生基準行政の機能強化（食品衛生法）

（1）食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。

（2）薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2) 水道整備・管理行政の機能強化（水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法）

（1）水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

（2）水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。

（3）災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3) 所掌事務等の見直し（厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法）

（1）厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係

る規定について所要の見直しを行う。

(2) 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

(3) 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する

【施行日】 令和6年4月1日（一部は公布の日）

つづく

参考文献：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、中央法規（株）

イラスト：mizuhon.デザインオフィス（イラストは転載禁止）